

○大牟田市ごみ散乱防止条例

平成5年12月17日条例第15号

改正

平成19年12月28日条例第36号

平成25年9月25日条例第25号

大牟田市ごみ散乱防止条例

(目的)

第1条 この条例は、吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止することにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を行い、環境と調和した地域社会の構築に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吸い殻、空き缶等のごみ たばこの吸い殻及び容器、チューインガムのかみかす、飲料を収納していた缶、瓶その他飲料を収納していた容器及び食品（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）の容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (2) 空き缶及び空き瓶等 飲料を収納していた缶、瓶その他飲料を収納していた容器をいう。
- (3) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。
- (4) 事業者 容器に収納する飲料を製造する者及び容器に収納した飲料を販売する者並びにたばこ及び食品を製造し、又は販売する者をいう。
- (5) 占有者等 土地の占有者及び管理者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶及び空き瓶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止するための施策（以下「施策」という。）を総合的に講じなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた吸い殻、空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器に収容する等環境の美観を損なわないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第25号）第5条に規定する一般廃棄物処理計画に基づき、市長が指定する粗大ごみ集積所、可燃ごみ排出場所、不燃ご

み排出場所以外の場所及び指定した日以外の日並びに吸い殻、空き缶等のごみを収容する容器以外に吸い殻、空き缶等のごみを排出してはならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者のうち、容器に収納する飲料を製造する者及び容器に収納した飲料（次項において「容器飲料」という。）を販売する者は、空き缶及び空き瓶等の散乱を防止し、その回収による再資源化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者のうち、容器飲料を販売する者は、容器飲料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶及び空き瓶等を散乱させないように当該回収容器を適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者のうち、たばこ又は食品を製造し、又は販売する者は、吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止するために消費者に対する啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地に吸い殻、空き缶等のごみをみだりに捨てられないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、第3条に規定する施策としてごみ散乱防止基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市民等、事業者及び占有者等に対する吸い殻、空き缶等のごみの散乱防止についての意識の高揚に関する事項
- (2) ごみの投棄を禁止する関係法令の周知徹底に関する事項
- (3) 吸い殻、空き缶等のごみの散乱防止に係る事業の実施に関する事項
- (4) 第9条に規定するごみ散乱防止推進区域に関する事項
- (5) 第10条に規定するごみ持帰り推奨区域に関する事項
- (6) 環境美化の日の設定及び実施に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定め、又は変更したときは、これを告示するものとする。

(指導及び助言)

第8条 市長は、吸い殻、空き缶等のごみの散乱の防止に関する業務を円滑に実施するため必要が

あると認めるときは、市民等、事業者及び占有者等に対して指導及び助言を行うことができる。

(ごみ散乱防止推進区域の指定)

第9条 市長は、吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止するための措置を重点的に実施する必要があると認める一定の区域をごみ散乱防止推進区域（以下「推進区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の推進区域を指定した場合は、規則で定めるところにより告示しなければならない。

(ごみ持帰り推奨区域の指定)

第10条 市長は、市民等が自ら生じさせた吸い殻、空き缶等のごみの持帰りを推奨する一定の区域をごみ持帰り推奨区域（以下「推奨区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の推奨区域を指定した場合は、規則で定めるところにより告示しなければならない。

(回収容器の設置等)

第11条 推進区域内において、自動販売機により飲料を販売する者（以下「特定事業者」という。）は、当該飲料を販売する場所において次の各号に定めるところにより、回収容器を設置し、及び適正に管理しなければならない。

(1) 自動販売機の設置の場所から5メートル以内で、空き缶及び空き瓶等を回収するために適当な場所に回収容器を設置すること。

(2) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(3) 回収容器の容積は、自動販売機1台について30リットル以上であること。

2 市長は、推進区域内の占有者等に対し、必要があると認めるときは、回収容器の設置及びその適正な管理その他の必要な措置をとることを要請することができる。

3 市長は、前2項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、推進区域内に回収容器を設置し、これを適正に管理するものとする。

(勧告及び公表)

第12条 市長は、特定事業者が前条第1項に違反しているときは、期限を定め、回収容器を設置し、又は適正に管理すべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者が、正当な理由なくして勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、特定事業者の事務所又は事業場に立ち入り、回収容器の設置状況又はその管理状況に関し、必要な調査をさせることができる。

2 前項に規定する立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(ごみ散乱防止指導員)

第15条 市長は、第8条及び前条に規定する指導、助言及び立入調査の職務を行わせるためごみ散乱防止指導員を置く。

(大牟田市ごみ散乱防止基本計画策定委員会の設置)

第16条 基本計画の策定及び変更について、市長の諮問に応じ調査審議するため、大牟田市ごみ散乱防止基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第17条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

(1) 衛生、医療、産業、経済若しくは労働に関する団体若しくは事業所の代表者又はその団体等の推薦を受けた者

(2) 地域団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者

(3) 公募による市民

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市立学校の校長

(6) その他市長が適当と認める者

(委員会の委員の任期)

第18条 委員の任期は、基本計画の策定又は変更の終了の日までとする。

(委員会の委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(大牟田市ごみ散乱防止連絡協議会)

第21条 市長は、基本計画の推進に関し必要な事項を協議し、及び基本計画を推進するため、市及び教育、衛生、産業、経済若しくは労働に関する団体若しくは事業者、地域団体、関係行政機関又はその他の関係団体により構成される大牟田市ごみ散乱防止連絡協議会を設置する。

(適用上の注意)

第22条 この条例の適用に当たっては、市民等、事業者及び占有者等の権利を不当に侵害しないように留意し、ごみの不法投棄を禁じている法令に留意しなければならない。

(補則)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成6年4月1日から施行する。(平成6年6月規則第3号で、同6年6月5日から施行)

付 則 (平成19年12月28日条例第36号)

付 則 (平成25年 9月25日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。